

行政委員会事務局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約を除く)

令和7年度第1四半期

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|---|--------|---------------------|--------------|-----------|-----------------------|---------------------------------------|-----|
| 1 | 監査等業務委託(その1) | その他 | 有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所 | 23,100,000 | 令和7年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | - |
| 2 | 監査等業務委託(その2) | その他 | 有限責任 あずさ監査法人 | 23,100,000 | 令和7年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | - |
| 3 | 令和7年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告業務委託 | その他 | 岩井 正彦 | 15,000,000 | 令和7年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | - |
| 4 | 大学卒程度技術、短大・高専卒程度技術採用試験における試験問題の提供、採点及び結果報告等業務委託 | 試験問題作成 | 公益財団法人 日本人事試験研究センター | 453,420 | 令和7年4月4日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G31 | - |
| 5 | 参議院議員通常選挙に係る投票管理システム運用及びサポート業務委託 | 情報処理 | (株)ムサシ | 43,476,950 | 令和7年4月22日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | W2 | ○ |
| 6 | 参議院議員通常選挙に係る期日前投票システム運用及びサポート業務委託 | 情報処理 | (株)ムサシ | 7,696,150 | 令和7年4月22日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 | - |

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|--|--------|-------------------------|--------------|-----------|-----------------------|---------------------------------------|-----|
| 7 | 参議院議員通常選挙に係る投票集計システム運用及びサポート業務委託 | 情報処理 | (株)ムサシ | 2,326,500 | 令和7年4月22日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 | - |
| 8 | 任用事務用 職員採用試験にかかる能力検査業務委託 | 試験問題作成 | 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ | 6,540,050 | 令和7年5月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G31 | - |
| 9 | 参議院議員通常選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託(Dブロック) | 看板 | (株)ニコニコ工芸社 | 18,806,700 | 令和7年5月15日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | G30 | - |
| 10 | 参議院議員通常選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託(Eブロック) | 看板 | (株)総合工芸社 | 21,164,000 | 令和7年5月15日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | G30 | - |
| 11 | 大阪市議会議員補欠選挙用選挙公報印刷経費 | 活平版 | サンケイ総合印刷(株) | 748,832 | 令和7年5月15日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | G30 | - |
| 12 | 参議院議員通常総選挙用投票用紙計数機(グローリー製)点検調整等業務委託 | 情報処理 | グローリー(株) | 2,300,210 | 令和7年5月16日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 | - |
| 13 | 参議院議員通常選挙用投票用紙自動交付機・計数機(ムサシ製)点検調整等業務委託 | 情報処理 | (株)ムサシ | 4,367,000 | 令和7年5月20日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 | - |

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|---|-------------------|---------------------|--------------|-----------|-------------------------------|---------------------------------------|-----|
| 14 | 参議院議員通常選挙用投票案内状等作製業務委託(再) | フォーム印刷 その他情報処理 | サンメッセ(株) | 43,560,000 | 令和7年5月21日 | 地方自治法施行 令第167条の2第1 項第6号 | G30 | - |
| 15 | 職員採用試験等関係書類の点 字訳・音声パソコン用テキスト ファイルの作成、答案墨字訳及 び音訳・音声デジータマスター 作成業務委託 | その他 | 社会福祉法人 日 本ライトハウス | 3,012,399 | 令和7年5月21日 | 地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号 | G31 | - |
| 16 | 参議院議員通常選挙用投票用 紙読取分類機(グローリー製)点 検調整等業務委託 | 情報処理 | グローリー(株) | 1,509,200 | 令和7年6月2日 | 地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号 | G30 | - |
| 17 | 大阪市議会議員東成区選挙区 補欠選挙にかかるポスター掲 示場作製・設置等業務委託 | 看板 | (株)Ngrowing | 1,295,800 | 令和7年6月13日 | 地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号 | G30 | - |
| 18 | 大阪市議会議員住之江区選挙 区補欠選挙にかかるポスター掲 示場作製・設置等業務委託 | 看板 | 富士電装(株) | 3,029,400 | 令和7年6月13日 | 地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号 | G30 | - |

随意契約理由書

1 案件名称

監査等業務委託（その1）

2 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

3 随意契約理由

本業務は、本市の監査委員が地方自治法第 199 条の規定に基づき本市の財政援助団体及び出資団体に対して行う監査において、公認会計士等の専門的知識、経験を活用することによって、監査等の独立性、専門性及び効率性をより一層高め、監査機能の充実・強化を図ることを目的として実施するものであるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方 2 者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、契約相手方として適しているとのことであつたため、その意見を踏まえ、有限責任監査法人トーマツ大阪事務所と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局監査部監査課（電話番号 06-6208-8581）

随意契約理由書

1 案件名称

監査等業務委託（その2）

2 契約の相手方

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

3 随意契約理由

本業務は、本市の監査委員が地方自治法第 199 条の規定に基づき本市の財政援助団体及び出資団体に対して行う監査において、公認会計士等の専門的知識、経験を活用することによって、監査等の独立性、専門性及び効率性をより一層高め、監査機能の充実・強化を図ることを目的として実施するものであるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方 2 者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、契約相手方として適しているとのことであつたため、その意見を踏まえ、有限責任 あずさ監査法人大阪事務所と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局監査部監査課（電話番号 06-6208-8581）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告業務委託

2 契約の相手方

岩井 正彦

3 随意契約理由

包括外部監査は、地方公共団体の適正な予算執行の確保及び監査機能の充実強化などを目的として導入されたもので、政令指定都市においては、地方自治法第252条の36第1項の規定により毎会計年度、包括外部監査契約の締結が義務付けられている。

本事業は、地方自治法第252条の28の規定により、弁護士、公認会計士、税理士の資格を有している者等で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有している者と契約を締結する必要があるため、競争入札に適しないことから、大阪弁護士会、日本公認会計士協会近畿会、近畿税理士会から候補者の推薦を受け、候補者から提出された提案書及び面接による審査を実施し選定することとした。

審査の結果、岩井正彦氏の評価点が最も高く、優れた提案であったため、令和7年度包括外部監査人候補者として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

なお、契約締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴いた上で、令和7年3月27日に議会の議決を得ている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局監査部監査課（電話番号 06-6208-8575）

随意契約理由書

1 案件名称

大学卒程度技術、短大・高専卒程度技術採用試験における試験問題の提供、採点及び結果報告等業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人 日本人事試験研究センター

3 随意契約理由

技術職員の人材確保は喫緊の課題となっており、民間企業や他の自治体の採用動向も注視しながら、優秀な人材を確保するため、毎年6月中旬頃に実施している大学卒程度技術、短大・高専卒程度技術の試験日程を令和7年度は4月中旬頃に前倒しすることとした。

これまでの当該区分の採用試験問題は、全国の自治体に問題を提供している公益財団法人日本人事試験研究センター（以下、「本法人」という。）の賛助会員に加入し、令和3年度以降、本法人から賛助会員を対象として使用日時を指定（毎年6月中旬頃）の上、提供される問題を使用して試験を実施してきた。

しかし、上記試験日程の前倒しに伴い、使用日時が指定されている本法人から賛助会員への提供問題が使用できない見通しとなった。

本法人は昭和50年に人事院が地方公共団体の職員採用試験問題の作成援助が困難になった際に、自治体の要請をうけて人事院、自治省等の協力により設立された唯一の団体であり、46道府県・20政令指定都市の賛助会員に対し標準的な試験問題の提供を行っている。

また、本法人は、賛助会員への提供問題とは別に、市町村等へ年間を通して利用可能な問題集や検査の提供、採点処理及び採点結果の通知を行っており、全国市町村1,765団体のうち、1,480団体（83.9%）が利用している。

全国の受験者のデータ蓄積も十分なため、全国平均や標準点等の結果と本市受験者との比較も可能であり、なおかつ本法人の問題集を利用することで、これまでの出題傾向を把握した上で受験対策を行う受験者にとっても、大きな負担を強いることなく試験を実施することが可能となる。

さらに、本市における受験者の負担増加及び受験者数の低下を防ぐには、これまでの出題分野及び出題方法で試験を実施することが有効である。

以上を総合的に勘案すれば、本法人に本業務を委託することは本件契約の目的・内容である優秀な人材の確保を達成する上でより妥当であり、ひいては本市の利益の増進につながると合理的に判断されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると考えられるため、本法人と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局任用調査部任用調査課（電話番号 06-6208-8545）

随意契約理由書

1 案件名称

参議院議員通常選挙に係る投票管理システム運用及びサポート業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、株式会社ムサシが開発した投票管理システムを用いて、投票の当日に各投票所において選挙人の名簿対照業務を行うに際して、その運用支援及びサポートを実施するものである。

投票管理システムは、本市において既に導入している期日前投票システムにより作成した選挙人名簿データを使用し、投票日当日に投票所において選挙人の名簿対照を行うものであるが、選挙人名簿データと接続して使用できるシステムは、期日前投票システムを開発した株式会社ムサシがパッケージシステムとして展開している本システムのみである。

なお、いずれのシステムも同社が開発し、本市仕様にカスタマイズして使用しているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことができない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるようサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社しか存在しないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と業務委託を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8514）

随意契約理由書

1 案件名称

参議院議員通常選挙に係る期日前投票システム運用及びサポート業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

3 随意契約理由

期日前投票システムは、投票情報の管理に必要なシステムであり、同システムを用いて、投票前に住基システムから抽出した選挙人データを取り込み、選挙人の日々の異動情報を反映させて選挙人情報を管理している。また、期日前投票所においては、同システムを用いて名簿対照を行っている。

本業務は、上記期日前投票システムの運用及びサポートを実施するものである。

本市の期日前投票システムは、株式会社ムサシがパッケージシステムとして開発・展開しているものを、本市住基システムと連携が可能となるよう本市仕様にカスタマイズしているが、ライセンスは全て同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことができない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるよう設定及びサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社しか存在しないため、同社を特名し本契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8514）

随意契約理由書

1 案件名称

参議院議員通常選挙に係る投開票集計システム運用及びサポート業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、投開票集計システムを用いて、期日前投票期間、投開票日当日に投票者数、開票数の集計を行うに際して、その運用支援及びサポートを実施するものであるが、当該システムは、株式会社ムサシがパッケージシステムとして展開しているシステムである。また、期日前投票期間の集計については、同社が開発し、本市において既に導入している期日前投票システムと連携の上実施している。

当該システムは同社が開発し、本市仕様にカスタマイズしているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことはできない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるようサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社以外には存在しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と業務委託契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

職員採用試験に係る能力検査業務（概算契約）

2 契約の相手方

（株）リクルートマネジメントソリューションズ

3 随意契約理由

本市では、優秀な人材を採用するため、民間企業志望者を含め多数・多様の受験者が確保できるよう、教養試験ではなく民間で広く活用されている適性試験、とりわけ（株）リクルートマネジメントソリューションズのSPIを平成24年度から継続して活用してきた。

（株）リクルートマネジメントソリューションズが提供するSPIは、応用力や論理的思考力に重点を置いた出題傾向であり、本市職員として求める人材像にふさわしいかを見極める観点と合致する。また、民間企業の採用試験で行われる適性検査の代表的なものであることから、全国的に受検者数が多く全国の実験者データ蓄積が十分にあり、必要に応じて本市受験者との比較が可能である。

次に、本市採用試験は機会の均等の観点から、あらゆる方が試験申込み（参加）できることを前提としており、障がいを持つ受験者の申込みも想定しているため、適性試験問題の点字版を試験区分ごとに準備する必要があるが、年間を通じて複数種類の点字版の問題を提供することができるのはSPIのみとなっている。

受験者は一般的に受験する自治体や企業の採用試験の出題傾向を分析し、出題傾向に合った受験対策を講じるが、適性試験の種類は多く、難易度、出題傾向も様々である。

これまで本市では、結果的にSPIを継続活用しているが、契約前に公表する必要がある採用試験要綱には適性試験の種類を明記できなかったことにより、受験者から多数寄せられる適性試験の種類に関する問合せへの回答は曖昧にならざるを得ず、また、SPIに決定後も採用試験要綱に記載していないため、受験者の公平性の観点から回答できず、一定の混乱が生じていた。

この点について、本市人事委員会としても受験者の負担軽減を図る必要性について強く認識しているところであり、その対策として採用試験要綱にSPIと明記することで、受験者が出題内容を事前に把握し試験準備ができるようにし、受験者の負担軽減や安定的確保、問合せの減少につなげることができると見込んでいる。

また令和4年度からSPIを使用し、試験を実施していることから、試験内容が頻繁に変更されることは、出題傾向を把握した上で受験対策を行う受験者にとっても大きな負担である。

これらを総合的に勘案し、適性試験としてSPIを採用するものであるが、当該検査は（株）リクルートマネジメントソリューションズの商品であり、その提供及び

検査結果の判定は同社のみが可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局任用調査部任用調査課（電話番号 06-6208-8545）

6号随意契約理由書

1 案件名称

参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場作製・設置等業務委託

2 6号随意契約理由

令和7年4月11日に公募型指名競争入札を執行したところ、A～Eの5ブロックのうち、Dブロック及びEブロックにおいて予定価格超過となった。

そのため、入札参加事業者に理由を聞き取ったところ、下見積提出以降にシルクスクリーン印刷経費や材料費の物価高騰が原因であることが判明した。

本業務委託については、引き続き物価の上昇が見込まれるため契約金額を最低限に抑えること、また、1業者が複数ブロックの業務委託を履行することが難しく、他の自治体との競争も考慮すると早期に契約を締結する必要がある。

一般競争入札を行った場合、入札事務執行上一定の期間を要することから、当該期間中に、受注可能な業者が他の業務や他の自治体の同様の業務を受注することにより契約の機会を失うおそれがあるだけでなく、本市にとって著しく不利な価格をもって契約しなければならなくなるおそれがある。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するものとして、随意契約（比較見積）を行うこととする。なお、比較見積を行うにあたっては、今回の公募型指名競争入札参加申出のあった業者のうち、随意契約（比較見積）での応札の意思表示があった業者を対象とする。

3 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

4 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8586）

6号随意契約理由書

1 案件名称

参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場作製・設置等業務委託

2 6号随意契約理由

令和7年4月11日に公募型指名競争入札を執行したところ、A～Eの5ブロックのうち、Dブロック及びEブロックにおいて予定価格超過となった。

そのため、入札参加事業者に理由を聞き取ったところ、下見積提出以降にシルクスクリーン印刷経費や材料費の物価高騰が原因であることが判明した。

本業務委託については、引き続き物価の上昇が見込まれるため契約金額を最低限に抑えること、また、1業者が複数ブロックの業務委託を履行することが難しく、他の自治体との競争も考慮すると早期に契約を締結する必要がある。

一般競争入札を行った場合、入札事務執行上一定の期間を要することから、当該期間中に、受注可能な業者が他の業務や他の自治体の同様の業務を受注することにより契約の機会を失うおそれがあるだけでなく、本市にとって著しく不利な価格をもって契約しなければならなくなるおそれがある。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するものとして、随意契約（比較見積）を行うこととする。なお、比較見積を行うにあたっては、今回の公募型指名競争入札参加申出のあった業者のうち、随意契約（比較見積）での応札の意思表示があった業者を対象とする。

3 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

4 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8586）

6号随意契約理由書

1 案件名称

大阪市議会議員補欠選挙用選挙公報印刷

2 6号随意契約理由

任期満了に伴う選挙とは異なり、補欠選挙は議員の辞職等、突発的な事象に基づき選挙事由が発生する。議員が辞職等した場合は、事由発生日から50日以内（公選法第34条第1項）に補欠選挙を行う必要があり、短期間で物品等の調達や業務委託契約を行う必要がある。

現在、2区3人の大阪市議が辞職し、参院選への鞍替えを行うことが報道されている。補欠選挙の選挙期日は、議員の辞職後、選挙管理委員会を開催し決定するところ、選挙期日の決定が6月中旬になる可能性がある。

※令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の際は、当時市議会議員の海老沢由紀氏が同年5月30日に辞職し、また、当時市会議員の飯田哲史氏が同年6月1日に辞職し、同日の市選挙管理委員会において、選挙期日が確定している。

今回審議いただく案件については、調達等が遅れた場合は選挙無効の原因につながるため、早期に契約の締結を行う必要がある。補選の選挙期日が確定次第、入札事務に着手したとしても、一般的に入札に必要な日数と比較すると、本案件の契約日から調達までの履行期限が著しく短くなり、入札不調又は本市にとって著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがある。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するものとして、随意契約（比較見積）を行うこととする。なお、比較見積を行うに当たっては、「行政委員会事務局選挙課比較見積業者リスト」を活用し、運用する。（本件比較見積業者リストの運用については、令和7年3月21日契約事務審査会にて審議済み）

3 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

4 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

参議院議員通常選挙用投票用紙計数機（グローリー製）点検調整等業務委託

2 契約の相手方

グローリー株式会社

3 随意契約理由

本業務は、投票用紙計数機での投票用紙の確実な枚数のカウントなど円滑な開票事務を行うために不可欠である事前の点検調整及び部品交換を行うものである。

グローリー株式会社は、本業務で点検等業務委託の対象としている計数機の製造会社であり、点検調整及び部品の調達・交換を含め、当該機に関する専門的技術を有し、責任をもって当該業務を履行可能な唯一の企業であるため、同社を特名し、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

参議院議員通常選挙用投票用紙自動交付機・計数機（ムサシ製）点検調整等業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ

3 随意契約理由

本業務は、投票用紙自動交付機・計数機（以下「交付機等」という。）での投票用紙の確実な交付及び枚数のカウントなど円滑な投票及び開票事務を行うために不可欠である事前の点検調整及び部品交換を行うものである。

株式会社ムサシは、本業務で点検等業務委託の対象としている交付機等の製造会社であり、点検調整及び部品の調達・交換を含め、当該機に関する専門的技術を有し、責任をもって当該業務を履行可能な唯一の企業であるため、同社を特名し、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

6号随意契約理由書

1 案件名称

参議院議員通常選挙用投票案内状等作製業務委託

2 6号随意契約理由

令和7年4月24日に事後審査型一般競争入札を執行したところ、応札事業者がなく、不調となった。

そのため、下見積依頼事業者及び他市にて案内状等作成業務もしくは本市の他所属にて類似業務の請負実績がある事業者に理由を聞き取ったところ、各市町村が6月頃より実施予定としている「戸籍のフリガナ確認」発送業務や各種保険組合等の「資格確認通知書」発送業務等により、印刷ラインの稼働がひっ迫状態にあり、応札できなかつた、あるいは応札するとしてもこの状況下で応札するとなれば、相当額の費用を計上する必要があるが、当該費用を応札額に反映した場合、事業者において想定した予定価格を大きく上回ると判断したことから、応札に参加しなかつたとのことであった。

よって、仕様については特に問題がなく、下見積時点と入札時点において印刷ラインの稼働状況等に大きな変化があり、入札時における市場価格を適切に反映できていなかったことが主な原因であったため、再度下見積書を提出いただき、改めて予定価格の積算を見直した上で調達を行う。

今回審議いただく案件については、納品が遅れることにより、投票率の低下につながるため、早期に契約の締結を行う必要がある。

再度入札事務に着手したとしても、一般的に入札に必要な日数を加味すると、本案件の契約日から調達までの履行期限が著しく短くなる点、また既に各事業者は既存の案件の遂行において、印刷ラインの稼働状況がひっ迫している点を踏まえると、再度の入札不調につながりかねず、仮に応札があっても競争性が十分に働かないことから本市にとって著しく不利な価格をもって契約しなければならなくなる。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するものとして、随意契約（比較見積）を行うこととする。なお、比較見積を行うにあたっては、契約事務審

査会において審議済の比較見積リストを使用して行う。

3 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

4 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

職員採用試験等関係書類の点字訳・音声パソコン用テキストファイルの作成、答案墨字訳及び音訳・音声デジータマスター作成業務（単価契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 日本ライトハウス

3 随意契約理由

本市の職員採用試験においては、一部の職種において視覚障がい者の受験を認めており、受験者の希望があれば、筆記試験において点字版の問題集による出題や、試験問題の音声パソコン用テキストファイル又は音声デジータ専用再生機器による読み上げの対応による出題を行っている。

契約相手方においては、英文、数式、グラフ、図形など様々な分野の特殊な表記を含む問題を短時間で正確に点字版により作成することが可能であり、かつ点字受験者が解答するのに不適切な問題がないか（特にグラフ等の資料や空間図形を使用した問題等）について、技術的な助言ができる技術・体制を有している必要がある。また、試験機関として公正・公平かつ正確な能力実証を果たすために、出題分野が多岐にわたる採用試験問題の点字訳や音訳について、一字一句正確に訳すだけではならず、その内容（問題の意図、同音異義語の取扱い等）の同一性を求められることから、一連の業務を同一の事業者において一括して委託する必要がある。さらに、本業務は試験問題が外部に絶対漏れてはならないなど特殊な業務であることから、秘密の保持、書類の管理等の面で管理体制が確立されている必要がある。

これらの点において、社会福祉法人日本ライトハウスは、文部科学省から特別支援学校で使用する教科書の発行者として認定されている事業者の1つであり、他の地方公共団体の試験問題や大学の入学試験問題等、試験問題の点字訳等や、他の出版社が発行した国語、数学、理科、社会など幅広い教科の教科書の点字版を作成するなど、全国でも最高レベルの点訳技術を有しており、特殊表記の点字版の提供も可能である。また、音訳・音声デジータマスター作成を行うための専門知識や録音機材等も整っており、本市が必要とする全ての業務を一括して履行することが可能である。加えて、施設内には施錠可能な点訳作業等専用の部屋や警備会社のセキュリティに連動した金庫を有するなど、秘密保持体制の確立もなされており、複数日にまたがる本市職員の立合等も可能となっている。

これまで当局では、令和2年度から令和5年度まで、本件に係る入札並びに年間を通じた比較見積業者リスト掲載事業者の募集など、契約手法や作業日程等の見直しを行いながら、継続して広く事業者を募集していたが、参加事業者は社会福祉法人日本ライトハウス1者のみとなっていたため、少なくとも地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」

に該当すると考えられる。

上記のことから、本業務の委託先は社会福祉法人日本ライトハウス以外にないと考えられるため、同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局任用調査部任用調査課（電話番号 06-6208-8545）

随意契約理由書

1 案件名称

参議院議員通常選挙用投票用紙読取分類機（グローリー製）点検調整等業務委託

2 契約の相手方

グローリー株式会社

3 随意契約理由

本業務は、投票用紙読取分類機（以下「読取分類機」という。）での投票用紙の確実な読み取りをもって円滑な開票事務を行うため、事前の点検調整及び部品交換を行うものであり、また、選挙当日の開票進捗にあわせた機器設定や機器トラブルに備えたサポート要員を立ち合わせるものである。

グローリー株式会社は、本業務で点検等業務委託の対象としている読取分類機の製造会社であり、点検調整及び部品の調達・交換を含め、当該機に関する専門的技術を有し、責任をもって当該業務を履行できる唯一の企業であるため、同社を特名し、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市議会議員東成区選挙区補欠選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託
大阪市議会議員住之江区選挙区補欠選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託

2 契約相手方

大阪市議会議員東成区選挙区補欠選挙 : 株式会社 Ngrowing
大阪市議会議員住之江区選挙区補欠選挙 : 富士電装 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、公職選挙法第 144 条の 5 及び大阪市選挙ポスター掲示場条例第 1 条に基づき、同法第 143 条第 1 項第 5 号のポスターの掲示場を作製・設置し、選挙期日までに生じた破損の修繕等を行い、選挙後には撤去の上処分を行うものである。

東成区選出議員及び住之江区選出議員の令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙（以下「参院選」という。）への鞍替え出馬が報道されており、参院選までに辞職することが見込まれている。

公職選挙法の規定では、議員の辞職があった場合、市議会議長からの通知受領後、市選挙管理委員会において、事由発生の日から 50 日以内の日を選挙期日と定めなければならないとなっている。

市選挙管理委員会としては、議員辞職があった場合については、参院選と同日に補欠選挙を執行する方向で議論している。

その場合、告示日（予定）となる 7 月 11 日の前日である 7 月 10 日までにポスター掲示場の設置を完了しなければならないため、設置に向けた日程は非常にタイトとなる。通常、ポスター掲示場の作製・設置にあたっては、設置場所の状態に応じた設置方法の検討や設置ルートの確認、作業日時の調整など区選挙管理委員会（以下「区選管」という。）や設置場所の管理者等との綿密な調整が必要であり、期限内に設置を完了することは、非常に困難な状況となっている。

しかしながら、本件ポスター掲示場を、既に準備を進めている参院選に係るポスター掲示場の設置に向けた区選管や設置場所の管理者等との調整内容を活用し、参院選に係るポスター掲示場と隣接した箇所に設置すれば、期限内に設置を完了することが可能となると考えている。

以上のことから、既に参院選に係る大阪市東成区が含まれるブロックのポスター掲示場作製・設置等業務委託契約を締結している株式会社 Ngrowing を特名し契約するとともに、参院選に係る大阪市住之江区が含まれるブロックのポスター掲示場作製・設置等業務委託契約を締結している富士電装 株式会社を特名し契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市議会議員東成区選挙区補欠選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託
大阪市議会議員住之江区選挙区補欠選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託

2 契約相手方

大阪市議会議員東成区選挙区補欠選挙 : 株式会社 Ngrowing
大阪市議会議員住之江区選挙区補欠選挙 : 富士電装 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、公職選挙法第 144 条の 5 及び大阪市選挙ポスター掲示場条例第 1 条に基づき、同法第 143 条第 1 項第 5 号のポスターの掲示場を作製・設置し、選挙期日までに生じた破損の修繕等を行い、選挙後には撤去の上処分を行うものである。

東成区選出議員及び住之江区選出議員の令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙（以下「参院選」という。）への鞍替え出馬が報道されており、参院選までに辞職することが見込まれている。

公職選挙法の規定では、議員の辞職があった場合、市議会議長からの通知受領後、市選挙管理委員会において、事由発生の日から 50 日以内の日を選挙期日と定めなければならないとなっている。

市選挙管理委員会としては、議員辞職があった場合については、参院選と同日に補欠選挙を執行する方向で議論している。

その場合、告示日（予定）となる 7 月 11 日の前日である 7 月 10 日までにポスター掲示場の設置を完了しなければならないと、設置に向けた日程は非常にタイトとなる。通常、ポスター掲示場の作製・設置にあたっては、設置場所の状態に応じた設置方法の検討や設置ルートの確認、作業日時の調整など区選挙管理委員会（以下「区選管」という。）や設置場所の管理者等との綿密な調整が必要であり、期限内に設置を完了することは、非常に困難な状況となっている。

しかしながら、本件ポスター掲示場を、既に準備を進めている参院選に係るポスター掲示場の設置に向けた区選管や設置場所の管理者等との調整内容を活用し、参院選に係るポスター掲示場と隣接した箇所に設置すれば、期限内に設置を完了することが可能となると考えている。

以上のことから、既に参院選に係る大阪市東成区が含まれるブロックのポスター掲示場作製・設置等業務委託契約を締結している株式会社 Ngrowing を特名し契約するとともに、参院選に係る大阪市住之江区が含まれるブロックのポスター掲示場作製・設置等業務委託契約を締結している富士電装 株式会社を特名し契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8515）